

魚津市クーリングシェルトの募集について

1. 趣旨

魚津市では、熱中症対策として極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用を促進するため、熱中症特別警戒アラート発表時に解放することが可能な魚津市内の民間施設「指定暑熱避難施設（クーリングシェルト）」を募集します。

2. 実施内容

クーリングシェルトは、市民の休息場所として、主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルトマークの表示
- (2) クーリングシェルトの場所、飲料購入場所等への案内（利用者から問合せがあった場合）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので構いません。）

3. 応募要件

応募できる施設は、次の要件をすべて満たす市内所在の施設とします。

- (1) 冷房施設があり、これを適切に管理できる施設
- (2) 市民等、誰もが利用できる場所を開放することができ、その開放部分の様子を常時確認できる職員（スタッフ）がいる施設
- (3) 概ね5人以上の利用者が一度に休息できる椅子、ソファ等がある施設

4. 施設運用期間等

クーリングシェルトの運用期間は、指定の日から令和6年10月23日（水）までとし、令和7年度以降は、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5. 応募方法

別紙「魚津市クーリングシェルト指定申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メール等で、魚津市市民環境課（kankyo@city.uozu.lg.jp）へ送付してください。

6. 応募後の流れ

- (1) 応募内容の審査、施設管理者との協議
- (2) 協定の締結、クーリングシェルトの指定
- (3) クーリングシェルト指定施設情報の公表（魚津市ホームページ）
- (4) クーリングシェルトの運用開始

7. 情報の提供

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、市から必要な情報を提供しますので、必要な準備を行っていただき、施設開放の実施をお願いします。

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認めるときは、クーリングシェルトの指定を行わない場合や取り消す場合があります。

魚津市クーリングシエルター指定申込書

クーリングシェルターの開放期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間※とします。なお、解放することができる期間及び日時は、各施設の実情に応じます。

※熱中症特別警戒アラート運用期間・・・全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症特別警戒アラートが発表される期間
(4月第4水曜日～10月第4水曜日)

「クーリングシェルター」として開放する施設の概要					
①施設・店舗等名称					
②施設・店舗等所在地	〒 魚津市				
③休憩場所の概要	※休憩場所の具体的な情報を記載してください。（レイアウト等がわかる図面や画像データでの添付でも可）				
④クーリングシェルの開放可能期間	☐	熱中症特別警戒アラート運用期間と同じ			
	☐	上記以外の場合、具体的に記載してください。 ()			
⑤クーリングシェルの開放可能期間	(例) 営業日 10:00～18:00 休業日除く				
⑥クーリングシェルター受入可能人数	() 人				
⑦利用者からの問合せ先	TEL		E-mail		
⑧施設等ホームページ	URL				
⑨利用の際の留意事項					

○申込書の①～⑨については、魚津市ホームページへ掲載させていただきます。

当該施設の管理・運営を行う法人、団体等の担当者	
担当者氏名	
担当部署等名称	
担当部署等所在地	
担当者の連絡先	

※ 記載内容に変更が生じた場合は、その旨連絡願います。

提出先 申込書を記入のうえ、市民環境課へ郵送・FAX・電子メール等により提出してください。